

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和8年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付し、交付台帳を管理している。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は以下のとおりである。 1. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請、更新申請、障害等級変更申請に係る事実について審査、交付決定 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付（再交付） 3. 精神障害者保健福祉手帳の返還 4. 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 5. 精神障害者保健福祉手帳の氏名変更、居住地変更の届出の受理
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項 ○情報提供に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県健康福祉部障害福祉課 精神保健・人材育成グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3294 香川県精神保健福祉センター 〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号 TEL:087-804-5565 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部障害福祉課 精神保健・人材育成グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3294 香川県精神保健福祉センター 〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号 TEL:087-804-5565
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	精神保健管理業務システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと指紋による認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	②所属長 障害福祉課長 久保 賀津彦	②所属長 障害福祉課長 小瀧 賢士	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人員の時点	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実績機関における担当部署	②所属長 障害福祉課長 小瀧 賢士	②所属長 障害福祉課長 久保 幸司	事後	
平成31年1月1日	I 関連情報 5.評価実績機関における担当部署	②所属長 障害福祉課長 久保 幸司	②所属長 障害福祉課長	事後	様式変更による
平成31年1月1日	II しいき値判断項目 1.対象人員の時点	なし	平成30年12月31日	事後	様式変更による
平成31年1月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数の時点	なし	平成30年12月31日	事後	
平成31年1月1日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策の記載が新たに加わったため新たに記入	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人員の時点	平成30年12月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数の時点	平成30年12月31日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人員の時点	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号	②法令上の根拠 番号法第19条第8号	事後	法改正による
令和6年10月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	香川県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	香川県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	法令上の根拠 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条	法令上の根拠 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 ○情報照会に係る根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第18条 ○情報提供に係る根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条	②法令上の根拠 ○情報照会に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項 ○情報提供に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和6年10月1日	II しいき値判断項目 1.対象人員の時点	令和2年4月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年10月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。)	—	十分である	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考え れる対策	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和8年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人員の時点	令和6年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	
令和8年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	